

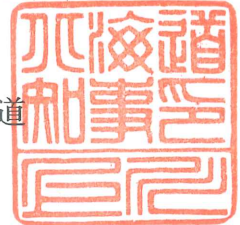
許可番号 第 00120039061 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道旭川市永山十四条三丁目 4 番 25 号
氏 名 新日章株式会社
代表取締役 佐藤 俊行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日

令和 6 年 (2024 年) 7 月 26 日

許可の有効年月日

令和 8 年 (2026 年) 4 月 23 日

1. 事業の範囲

天日乾燥 (汚泥)、油水分離 (廃油)、薬剤固化 (汚泥、ばいじん、燃え殻)、
乾燥 (汚泥、汚泥と廃油の混合物)、以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類 汚泥の天日乾燥施設
設置場所 北海道上川郡東神楽町 10 番 1143
設置年月日 平成 8 年 (1996 年) 4 月 24 日
処理能力 10.73 m³/日 (24 時間) 0.45 m³/時間
- (2) 施設の種類 汚泥の天日乾燥施設
設置場所 北海道上川郡東神楽町 10 番 39
設置年月日 平成 8 年 (1996 年) 4 月 24 日
処理能力 16.05 m³/日 (24 時間) 0.67 m³/時間
- (3) 施設の種類 汚泥の天日乾燥施設
設置場所 北海道上川郡東神楽町 10 番 39
設置年月日 平成 8 年 (1996 年) 4 月 24 日
処理能力 16.05 m³/日 (24 時間) 0.67 m³/時間
- (4) 施設の種類 汚泥の天日乾燥施設
設置場所 北海道上川郡東神楽町 10 番 430
設置年月日 平成 8 年 (1996 年) 4 月 24 日
処理能力 26.97 m³/日 (24 時間) 1.12 m³/時間
- (5) 施設の種類 廃油の油水分離施設
設置場所 北海道上川郡東神楽町 10 番 39
設置年月日 平成 13 年 (2001 年) 9 月 4 日
処理能力 9.6 m³/日 (8 時間) 1.2 m³/時間
- (6) 施設の種類 汚泥、ばいじん、燃え殻の薬剤固化施設
設置場所 北海道上川郡東神楽町 10 番 1143
設置年月日 平成 15 年 (2003 年) 5 月 30 日
処理能力 (汚泥) 32 m³/日 (8 時間) 4 m³/時間
(ばいじん) 32 m³/日 (8 時間) 4 m³/時間
(燃え殻) 32 m³/日 (8 時間) 4 m³/時間

(2 頁へ続く)

(上川総合振興局)

- (7) 施設の種類 汚泥、汚泥と廃油の混合物の乾燥施設
設置場所 北海道上川郡東神楽町10番1209
設置年月日 令和6年(2024年)3月29日
処理能力 (汚泥) 8.72 m³/日(8時間) 1.09 m³/時間
(汚泥と廃油の混合物) 8.72 m³/日(8時間) 1.09 m³/時間
- (8) 施設の種類 保管場所1(油水分離施設)
設置場所 北海道上川郡東神楽町10番39
面積 30.07 m²
種類 廃油 保管上限30 m³
- (9) 施設の種類 保管場所2(油水分離施設)
設置場所 北海道上川郡東神楽町10番39
面積 13.23 m²
種類 廃油 保管上限6 m³
- (10) 施設の種類 保管場所3(薬剤固化施設)
設置場所 北海道上川郡東神楽町10番1143
面積 71.78 m²
種類 汚泥 保管上限58.20 m³
- (11) 施設の種類 保管場所4(薬剤固化施設)
設置場所 北海道上川郡東神楽町10番1143
面積 6.25 m²
種類 ばいじん 保管上限16.25 m³
- (12) 施設の種類 保管場所5(薬剤固化施設)
設置場所 北海道上川郡東神楽町10番1143
面積 5.98 m²
種類 燃え殻 保管上限10.38 m³

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年(1997年)12月18日 変更許可(砂利の分離(汚泥)の追加。)
平成13年(2001年)4月24日 許可の更新(油水分離(汚泥、廃油)、焼却(汚泥、廃油)の廃止。)
平成13年(2001年)9月4日 変更許可(油水分離(廃油)の追加。)
平成15年(2003年)5月30日 変更許可(薬剤固化(汚泥、ばいじん)の追加。)
平成15年(2003年)12月15日 事業の一部廃止届出(砂利の分離(汚泥)の削除。)
平成15年(2003年)8月25日 変更許可(薬剤固化(燃え殻)の追加。)
平成18年(2006年)4月24日 許可の更新
平成23年(2011年)4月24日 許可の更新
平成28年(2016年)4月24日 許可の更新
令和 3年(2021年)4月24日 許可の更新
令和 6年(2024年)7月26日 変更許可(乾燥(汚泥、汚泥と廃油の混合物)の追加。)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の有無 ☒有 ☐無